【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	平成26年6月10日提出
【計算期間】	第9特定期間（自　平成25年9月10日　至　平成26年3月10日）
【ファンド名】	高金利投信（毎月分配型）
【発行者名】	キャピタル　アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　石川　茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田１丁目１３－７
【事務連絡者氏名】	一ツ家　賢
【連絡場所】	東京都千代田区内神田１丁目１３－７
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、高水準の金利・配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（　　） 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合 （社債（公債）・その他資産（優先出資証券）資産配分変更型 ）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	資産複合 債券（公債） その他資産（優先出資証券） 資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入資産については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。当ファンドは、主に日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）および銀行等が発行する優先出資証券に投資します。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

◆　「高金利投信（毎月分配型）」は、「高金利投信マザーファンド（マザーファンド（親投資信託））」の受益証券への投資を通じて、主に高金利国通貨建て（豪ドル、ニュージーランドドル、ブラジルレアル、南アフリカランド建て等）の国債、政府機関債、国際機関債、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券、ユーロ建て新株予約権付社債および高格付け短期債券等に実質的な投資を行います。

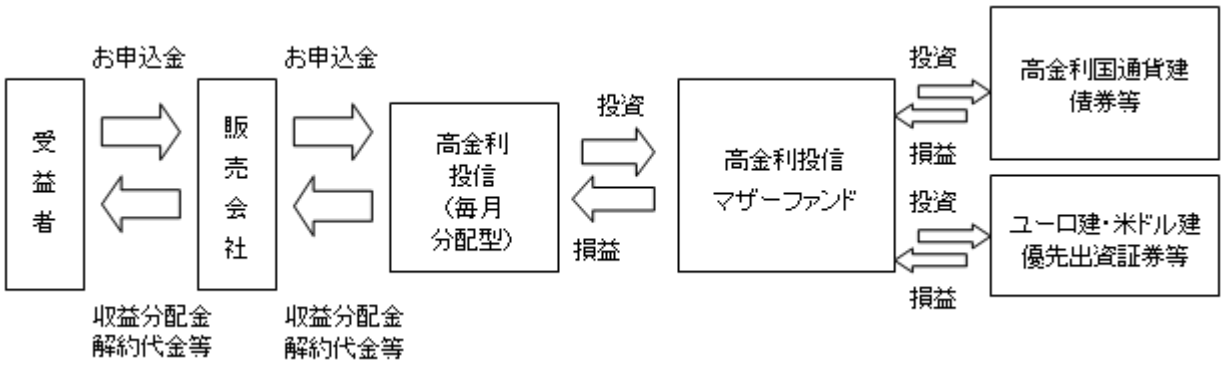

◆　「優先出資証券」とは？
- 債券と普通株の中間の性質を持ち、優先株に類似した有価証券です。
- 通常、残余財産分配請求権（※）においては劣後債券　＞　優先出資証券　＞　普通株式　となります。

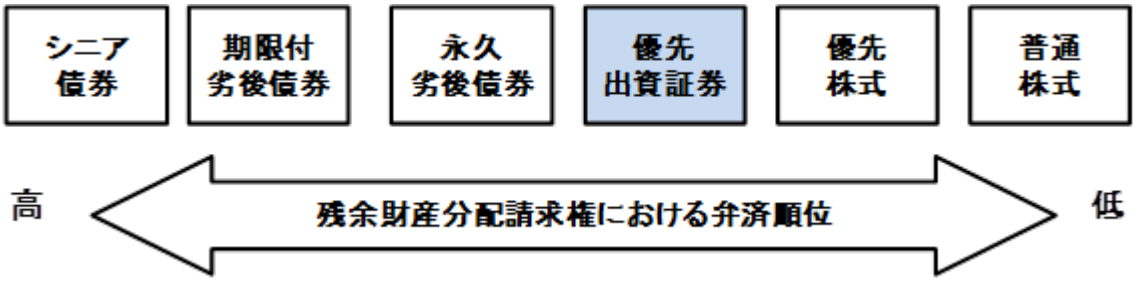

- 通常は残余財産分配請求権において劣後債権者より劣後し、普通株より優先するものです。
- 金融機関に対するBIS規制による自己資本比率の算定において、基本項目（Tier1）に算入されるため、自己資本の充実を目的に主に大手金融機関がSPC（特別目的会社）等を使って発行し、その元利金の支払いを保証しています。
- 一般的に、次のような条件で発行されます。
  - 議決権を有しません。
  - 配当率があらかじめ定められており、一定期間（5年～10年）は固定配当、それ以降は変動配当となります。なお、予定配当は発行金融機関（または保証体）の業績如何により支払われないことがあります。
  - 償還期限はあらかじめ定められていない一方で、発行体による繰上償還（コール）条項が付されています。

※残余財産分配請求権

残余財産分配請求権とは、会社が解散する際に、株主が清算後に残った財産を保有株式数に応じて分配される権利。まず負債（シニア債券、期限付劣後債券、永久劣後債券等）を清算後に、残った財産から優先出資証券、優先株の順に分配され、最後に普通株株主に保有株に応じて分配されます。

◆ 原則として、毎月9日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。
◆ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等としますが、毎年6月および12月（以下ボーナス月といいます。）を除く通常月の分配は、原則として利子・配当等収益の範囲で、委託会社が決定します。
◆ 原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。ボーナス月の分配については売買益等も含め、基準価額の水準等も考慮したうえで、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年10月9日　信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

＜ファミリーファンド方式での運用＞

ファミリーファンド方式とは投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（高金利投信（毎月分配型））としてまとめ、その資金をマザーファンド（高金利投信マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

（前記（1）ファンドの目的および基本的性格を、ご参照下さい。）

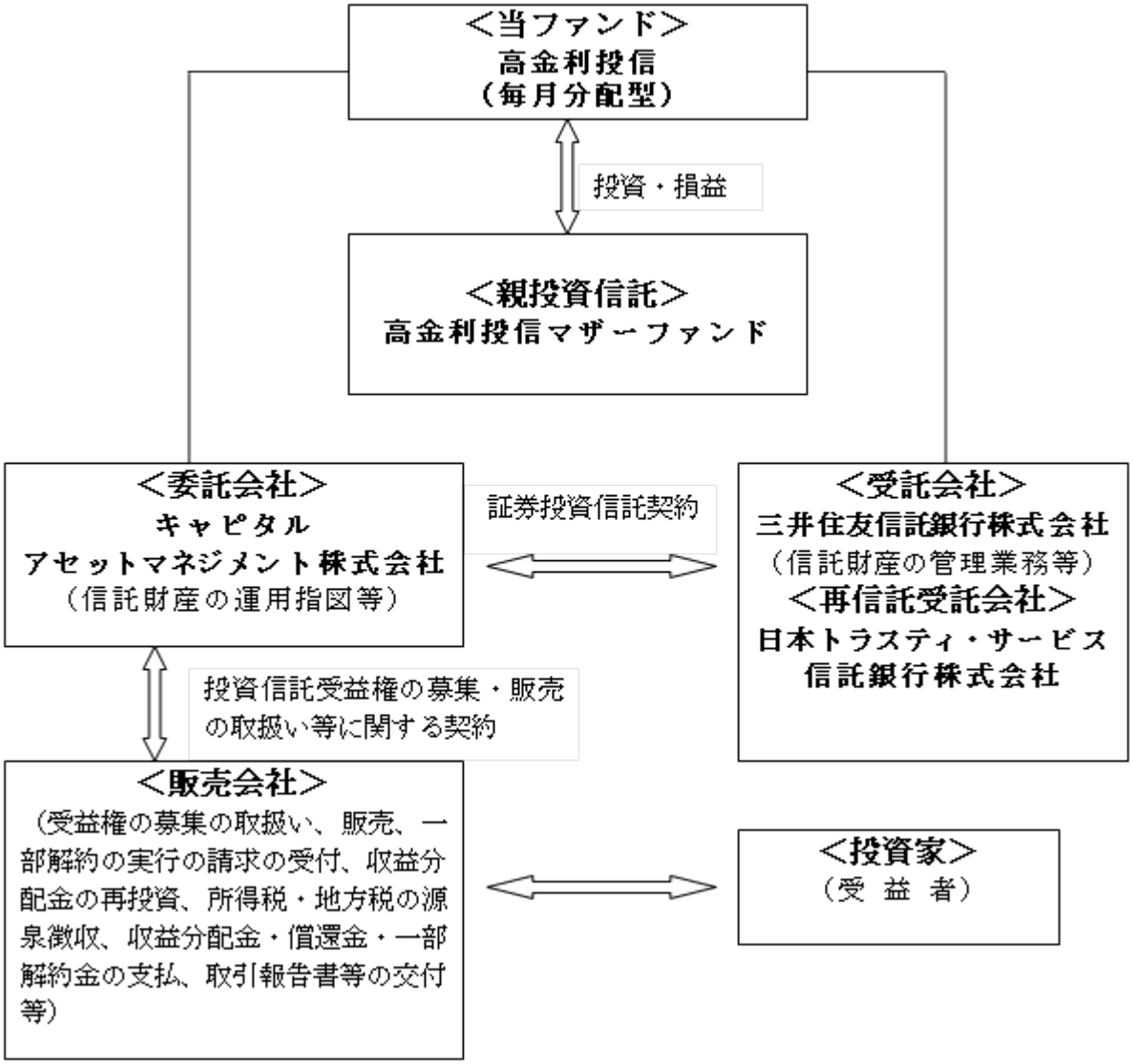

② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．キャピタル　アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社の概況

イ．資本金の額（平成26年4月末日現在）

資本金　280百万円
発行済株式の総数　8,705株

ロ．委託会社の沿革

平成16年 1月　ヒューミント投資顧問株式会社設立
平成16年 2月　投資顧問業登録　関東財務局長　第1198号
平成16年 6月　投資一任業務認可　内閣総理大臣　第41号
平成19年 3月　投資信託委託業認可　内閣総理大臣　第72号
平成19年 9月　金融商品取引業登録　関東財務局長（金商）第383号
平成20年 6月　総合不動産投資顧問業登録　国土交通大臣 総合-第101号
平成21年10月　キャピタル・パートナーズ　アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成22年 3月　キャピタル　アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（平成26年4月末日現在）

発行済株式の総数　(a) および資本金	8,705株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)（普通株式）	比率 （b/a）
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	東京都中央区 日本橋3-13-11	6,679株	76.7%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

高金利投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、高金利国通貨建て債券（国債、政府機関債、国際機関債、金融機関等が発行する債券等の公社債）、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券およびユーロ円建て新株予約権付社債に投資することにより、高水準の金利・配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ロ．投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。

・各国の経済状況、金利水準、市場の流動性等を参考に投資対象証券の通貨およびそれらの投資比率を選定、決定します。

・投資環境、資金状況、解約対応等の観点から、ユーロ建て、米ドル建て、ユーロ円建ての短期債券、円建て債券、株式等に投資することがあります。

ハ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(5)「投資制限」⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）
ハ．約束手形
ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル　アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された高金利投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券
2．地方債証券
3．特別の法律により法人の発行する債券
4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6．株券または新株予約権証券
7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
12．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16．外国法人が発行する譲渡性預金証書
17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第6号の証券または証書、第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第11号ならび

に第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第13号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。

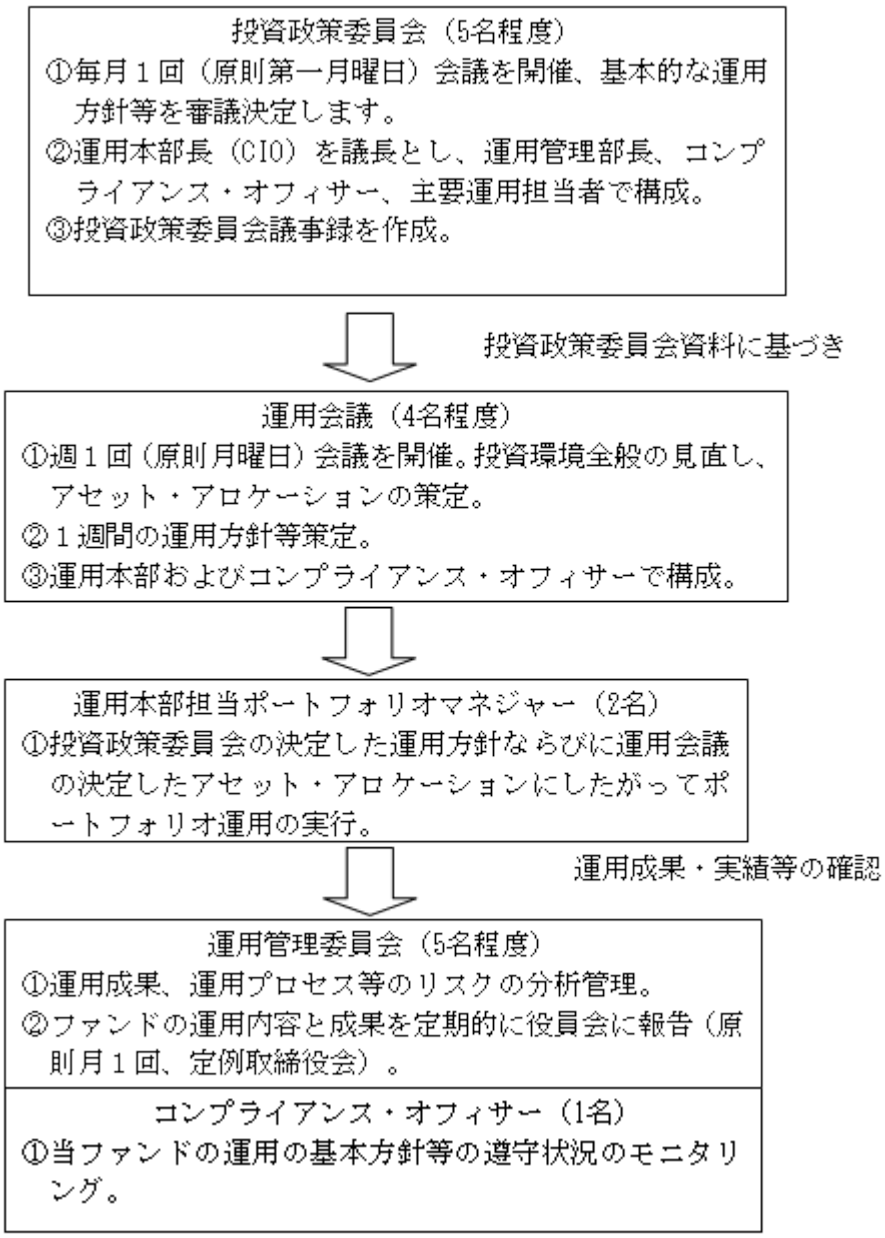

② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理本部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等としますが、毎年6月および12月（以下ボーナス月といいます。）を除く通常月の分配は、原則として利子・配当等収入等の範囲で委託会社が決定するものとします。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。ボーナス月の計算期末については、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

①　マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②　株式への投資制限

株式への実質投資割合（転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券を除きます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　優先出資証券への投資制限

優先出資証券への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤　外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥　有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

⑦　スワップ取引の範囲

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

⑧　金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

＜参考＞マザーファンド（高金利投信マザーファンド）の概要

(1)　（投資方針）

①　主要投資対象

高金利国通貨建て債券、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券およびユーロ円建て新株予約権付社債を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、高金利国通貨建て債券（国債、政府機関債、国際機関債、金融機関等が発行する債券等の公社債）、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券およびユーロ円建て新株予約権付社債に投資することにより、高水準の金利・配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ロ．投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。

・　各国の経済状況、金利水準、市場の流動性等を参考に投資対象証券の通貨およびそれらの投資比率を選定、決定します。

・ 投資環境、資金状況、解約対応等の観点から、ユーロ建て、米ドル建て、ユーロ円建ての短期債券、円建て債券、株式等に投資することがあります。

ハ．外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2)（投資対象）

① マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(3)主な投資制限⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.国債証券
2.地方債証券
3.特別の法律により法人の発行する債券
4.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6.株券または新株予約権証券
7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10.コマーシャル・ペーパー
11.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
12.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13.投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
15.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16.外国法人が発行する譲渡性預金証書
17.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第6号の証券または証書、第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第13号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) （主な投資制限）

① 株式への投資制限

株式への投資割合（転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券を除きます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 優先出資証券への投資制限

優先出資証券への投資割合には、制限を設けません。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、信託約款第17条の範囲で行います。

⑥ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

3 【投資リスク】

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて高金利国通貨建て（豪ドル、ニュージーランドドル、ブラジルレアル、南アフリカランド建て等）の国債、政府機関債、国際機関債、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券、ユーロ円建て新株予約権付社債および高格付け短期債券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

基準価額の主な変動要因については、次の通りです。

① 価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の公社債、優先出資証券等に投資することから、金利上昇により、組入銘柄の価格が低下した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また優先出資証券等については、発行企業の企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け、価格が低下し、ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、主に海外の公社債、優先出資証券等に投資することから、当ファンドの基準価額は、組入銘柄の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が円ベースで変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

海外の公社債等に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 信用リスク

公社債、優先出資証券および短期金融商品等の発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

(2)　買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

(3)　リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について

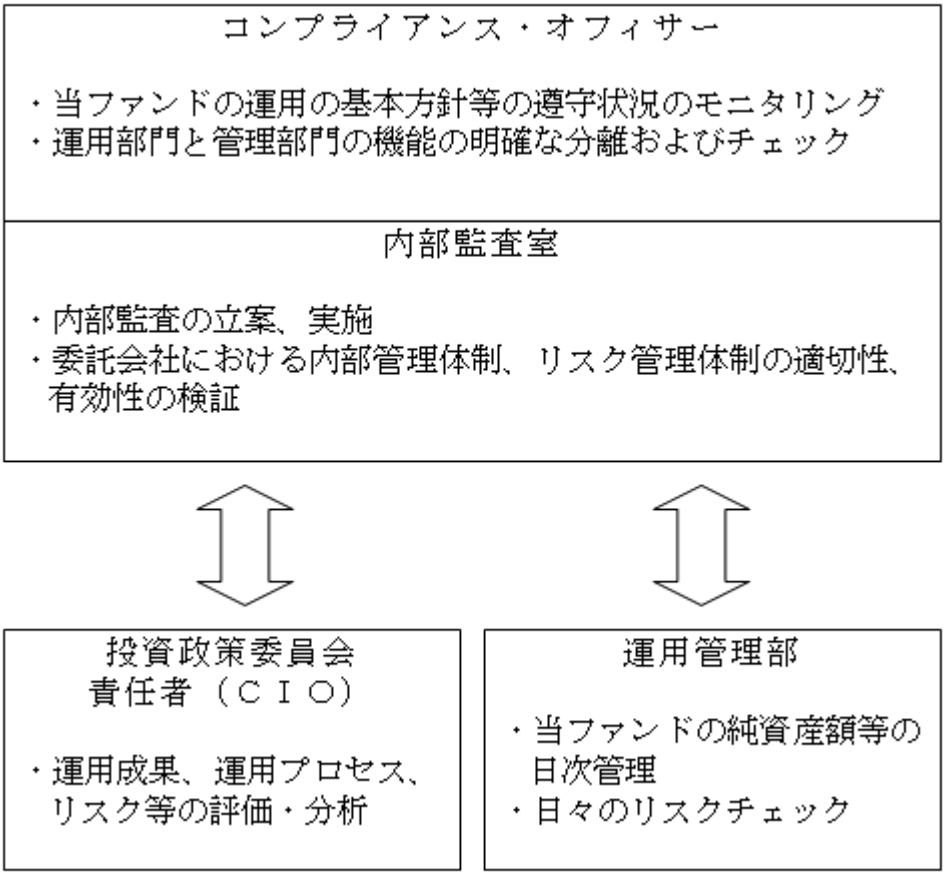

② 担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
  - 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
  - 取引の妥当性のチェック
  - 利益相反取引のチェック

◆ 内部監査室

- 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

（注） 投資リスクに対する管理体制は平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。
信託財産の純資産総額 × 年1.566%（税抜 1.45%）
信託報酬の配分は、次の通り(税抜)となります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.50%	年0.90%	年0.05%

② 上記①の信託報酬額（年1.566%）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託事務等に要する費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用）および当該費用に係る消費税等に相当する金額

（以下、「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、かかる諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜0.1%）相当を上限とした額を、かかる諸費用の合計額とみなして、信託財産中より受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、随時かかる諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より委託会社に対して支払われます。

④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

⑤ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1．個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

※ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2．法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

② 個別元本

イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合

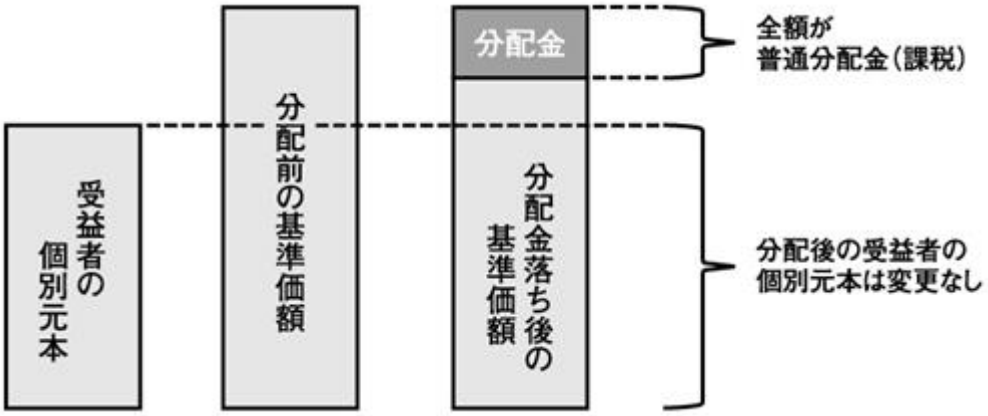

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合

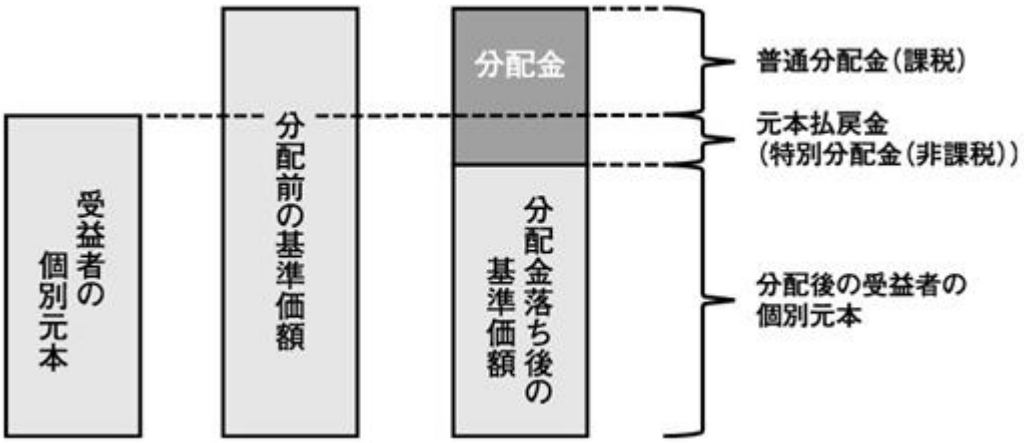

※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：キャピタル　アセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス：http://www.capital-am.co.jp/
・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

5【運用状況】

（1）【投資状況】

「高金利投信（毎月分配型）」

(平成26年4月30日現在)

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		62,477,091	99.49
	内　日本	62,477,091	99.49
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		322,207	0.51
純資産総額		62,799,298	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）「高金利投信マザーファンド」

投資状況

(平成26年4月30日現在)

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券		13,392,275	14.52
	内　インドネシア	13,392,275	14.52
社債券		25,057,086	27.17
	内　アメリカ	9,473,607	10.27
	内　フィンランド	10,676,242	11.57
	内　国際機関	4,907,237	5.32
優先出資		17,895,184	19.40
	内　イギリス	17,895,184	19.40
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		35,893,191	38.91
純資産総額		92,237,736	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計（円）については、平成26年4月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「高金利投信（毎月分配型）」

投資有価証券明細

(平成26年4月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	高金利投信 マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券 ―	45,365,300	1.3884 62,989,719	1.3772 62,477,091	― ―	99.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種投資比率

(平成26年4月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)

親投資信託受益証券	国内	99.49
	小計	99.49
合　計（対純資産総額比）		99.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「高金利投信マザーファンド」
投資有価証券明細

(平成26年4月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	額面 (万)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	BARCLAYS BANK PLC 5.926%	アメリカ・ドル イギリス	優先出資証券 —	16	108.00 17,731,008	109.00 17,895,184	— 2016/12/15	19.40%
2	INDONESIA GVT 11.0% 2020/11/15	インドネシア・ルピア インドネシア	国債証券 —	130,000	115.00 13,305,500	115.75 13,392,275	11 2020/11/15	14.52%
3	MUNICIPALITY FIN 7.0% 2015/08/18	南アフリカ・ランド フィンランド	社債券 —	110	99.24 10,622,727	99.74 10,676,242	7 2015/8/18	11.57%
4	Morgan Stanley 7.375% 2018/02/22	オーストラリア・ドル アメリカ	社債券 —	9	110.24 9,452,173	110.50 9,473,607	7.375 2018/2/22	10.27%
5	米州開発銀行 6.67% 2014/11/26	インドネシア・ルピア 国際機関	社債券 —	55,000	99.74 4,882,762	100.24 4,907,237	6.67 2014/11/26	5.32%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成26年4月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
国債証券	外国	14.52
社債券		27.17
優先出資証券		19.40
合　計（対純資産総額比）		61.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
平成26年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)

第1特定期間 (平成22年3月9日)	73,511,342	73,847,475	0.9841	0.9886
第2特定期間 (平成22年9月9日)	58,351,871	58,598,214	0.9475	0.9515
第3特定期間 (平成23年3月9日)	62,749,704	63,004,439	0.9853	0.9893
第4特定期間 (平成23年9月9日)	46,847,897	47,025,620	0.9226	0.9261
第5特定期間 (平成24年3月9日)	40,897,518	41,050,633	0.9349	0.9384
第6特定期間 (平成24年9月10日)	35,554,994	35,704,696	0.8313	0.8348
第7特定期間 (平成25年3月11日)	53,934,735	54,149,727	1.0035	1.0075
第8特定期間 (平成25年9月9日)	61,614,511	61,888,857	0.8983	0.9023
第9特定期間 (平成26年3月10日)	62,784,805	63,058,911	0.9162	0.9202
平成25年　9月末日	61,392,531	-	0.8946	-
平成25年　10月末日	63,340,025	-	0.9276	-
平成25年　11月末日	63,145,010	-	0.9243	-
平成25年　12月末日	63,646,770	-	0.9297	-
平成26年　1月末日	61,175,686	-	0.8932	-
平成26年　2月末日	61,925,506	-	0.9037	-
平成26年　3月末日	63,420,233	-	0.9250	-
平成26年　4月末日	62,799,298	-	0.9155	-

②【分配の推移】

特定期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間（第1期～第 5期）	0.0266
第2特定期間（第6期～第11期）	0.0380
第3特定期間（第12期～第17期）	0.0300
第4特定期間（第18期～第23期）	0.0475
第5特定期間（第24期～第29期）	0.0290
第6特定期間（第30期～第35期）	0.0325
第7特定期間（第36期～第41期）	0.0335
第8特定期間（第42期～第47期）	0.0400
第9特定期間（第48期～第53期）	0.0349

③【収益率の推移】

特定期間	収益率(%)
第1特定期間	1.07
第2特定期間	0.14
第3特定期間	7.16
第4特定期間	△1.54

第5特定期間	4.48
第6特定期間	△7.61
第7特定期間	24.74
第8特定期間	△6.50
第9特定期間	5.88

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第3位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

特定期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間	97,446,249	22,750,000	74,696,249
第2特定期間	9,432,080	22,542,345	61,585,984
第3特定期間	8,350,380	6,252,591	63,683,773
第4特定期間	514,272	13,420,000	50,778,045
第5特定期間	357,241	7,387,983	43,747,303
第6特定期間	403,102	1,378,312	42,772,093
第7特定期間	15,407,865	4,431,762	53,748,196
第8特定期間	43,286,907	28,448,416	68,586,687
第9特定期間	319,882	380,000	68,526,569

(注1) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。
(注2) 本邦外における設定及び解約はありません。

照会先：キャピタル　アセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス　http://www.capital-am.co.jp/
・電話番号　03-5259-7401（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（参考情報）

基準日：2014年4月30日

■基準価額、純資産の推移：2009年10月9日（設定日）～2014年4月30日

直近（2014年4月30日）

基準価額
9,155円

分配金込み基準価額
12,315円

純資産総額
6,280万円

■分配金額の推移

2013年								2014年			
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
40円	200円	40円	40円	40円	40円	40円	149円	40円	40円	40円	40円

直近1年の累計	設定来累計
749円	3,160円

1万口あたり／税引き前

■資産の状況（マザーファンド）

【組入状況】

有価証券組入比率	61.1%
組入銘柄数	5銘柄

※マザーファンドを通じて組入れている実質的な組入比率です。

【平均利回り】

最終利回り	3.3%
直接利回り	4.3%

※平均利回りの値は、時価加重平均利回りです。

【組入上位5銘柄】

銘柄名	通貨	利率	償還日	投資比率
バークレイズ銀行優先出資証券	米ドル	5.926%	無期限	19.4%
インドネシア国債	インドネシア・ルピア	11.000%	2020/11/15	14.5%
フィンランド地方金融公社	南アフリカ・ランド	7.000%	2015/8/18	11.6%
モルガンスタンレー債	豪ドル	7.375%	2018/2/22	10.3%
米州開発銀行債	インドネシア・ルピア	6.670%	2014/11/26	5.3%

【通貨別　構成比】

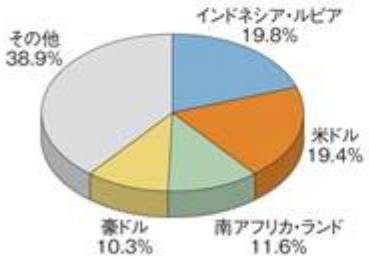

【格付け別　構成比】

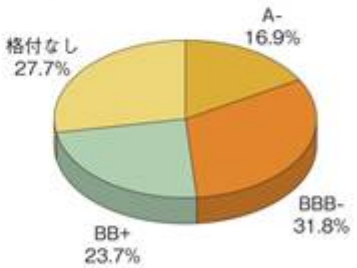

※各構成比の値は、純資産総額に対する比率を表示しています。

■年間収益率の推移

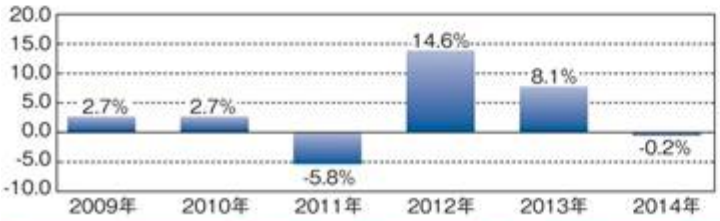

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引き前）を再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。
※2009年は、設定日（2009年10月9日）から2009年末までの騰落率です。
※2014年は、4月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。
「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と積立投資契約を締結します。
販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。
お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。
お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。
継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ロンドンおよびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することができます。
取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関に当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。
委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ロンドンおよびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：キャピタル　アセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス　http://www.capital-am.co.jp/
・電話番号　03-5259-7401（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

1口当たりの手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。
※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 買取り
受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。
振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。
受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。
販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生して、委託会社が一部解約請求の受付けを制限する措置をとった場合には、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：高金利投）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ.公社債等（未上場優先出資証券等を含む）

原則として、基準価額計算日（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。

ただし、残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
・証券会社、銀行等の提示する価額
・価格情報会社の提供する価額

ハ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託契約締結日から平成31年10月9日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が1億口を下回ったときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎月10日から翌月9日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（５）【その他】

① 信託の終了

イ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記（イ）にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記（ロ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．上記（ロ）から（ニ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ロ）から（ニ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本（イ）から（ト）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、上記（イ）の事項（上記（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記（ロ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。

ヘ．上記（ロ）から（ホ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記（イ）から（ヘ）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書＞

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を３ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年3月および9月の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に当該信託財産の運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．上記（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②（ロ）の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、本（イ）によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により、その取扱いを定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、前記の「１資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了（ロ）」または「１資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更等（ロ）」に規定する書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル　アセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス　http://www.capital-am.co.jp/
・電話番号　03-5259-7401（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第１項の規定に基づき、当期（平成25年9月10日から平成26年3月10日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
【高金利投信（毎月分配型）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成25年9月9日現在)	当期 (平成26年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	388,650	531,330
親投資信託受益証券	61,585,326	62,604,571
流動資産合計	61,973,976	63,135,901
資産合計	61,973,976	63,135,901
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	274,346	274,106
未払受託者報酬	2,748	2,473
未払委託者報酬	76,888	69,558
その他未払費用	5,483	4,959
流動負債合計	359,465	351,096
負債合計	359,465	351,096
純資産の部		
元本等		
元本	68,586,687	68,526,569
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,972,176	△5,741,764
元本等合計	61,614,511	62,784,805
純資産合計	61,614,511	62,784,805
負債純資産合計	61,973,976	63,135,901

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日	当期 自　平成25年 9 月10日 至　平成26年 3 月10日
営業収益		
受取利息	74	1
有価証券売買等損益	△1,405,666	4,119,245
営業収益合計	△1,405,592	4,119,246
営業費用		
受託者報酬	13,687	16,267
委託者報酬	383,098	456,705
その他費用	27,305	32,566
営業費用合計	424,090	505,538
営業利益又は営業損失（△）	△1,829,682	3,613,708
経常利益又は経常損失（△）	△1,829,682	3,613,708
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,829,682	3,613,708
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	365,004	5,671
期首剰余金又は期首欠損金（△）	186,539	△6,972,176
剰余金増加額又は欠損金減少額	147,357	40,061
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	146,846	40,061
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	511	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,403,948	30,194
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,522	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,370,426	30,194
分配金	1,707,438	2,387,492
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,972,176	△5,741,764

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 （平成25年9月9日現在）	当期 （平成26年3月10日現在）
1．期首元本額	53,748,196円	68,586,687円
期中追加設定元本額	43,286,907円	319,882円
期中一部解約元本額	28,448,416円	380,000円
2．計算期間末日における受益権の総数	68,586,687口	68,526,569口
3．元本の欠損	6,972,176円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,741,764円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日		
第42期計算期間 （平成25年 3 月12日～平成25年 4 月 9 日）		
費用控除後の配当等収益額	A	396,909円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	13,429円
収益調整金額	C	535,285円
分配準備積立金額	D	1,361,310円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,306,933円
当ファンドの期末残存口数	F	41,835,947口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	551.42円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	167,343円
第43期計算期間 (平成25年 4 月10日～平成25年 5 月 9 日)		
費用控除後の配当等収益額	A	70,702円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	537,042円
分配準備積立金額	D	1,604,305円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,212,049円
当ファンドの期末残存口数	F	41,868,368口

10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	528.33円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	167,473円
第44期計算期間 (平成25年 5 月10日～平成25年 6 月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	50,186円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	345,935円
分配準備積立金額	D	984,613円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,380,734円
当ファンドの期末残存口数	F	26,901,154口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	513.26円
10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	538,023円

前期 自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日		
第45期計算期間 (平成25年 6 月11日～平成25年 7 月 9 日)		
費用控除後の配当等収益額	A	359,142円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,937,120円
分配準備積立金額	D	496,776円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,793,038円
当ファンドの期末残存口数	F	70,013,880口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	398.93円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	280,055円
第46期計算期間 (平成25年 7月10日～平成25年 8 月 9 日)		
費用控除後の配当等収益額	A	152,089円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,938,523円
分配準備積立金額	D	575,863円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,666,475円
当ファンドの期末残存口数	F	70,049,553口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	380.66円

10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	280,198円
	第47期計算期間 (平成25年 8 月10日～平成25年 9 月9日)	
費用控除後の配当等収益額	A	138,573円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,898,394円
分配準備積立金額	D	439,566円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,476,533円
当ファンドの期末残存口数	F	68,586,687口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	361.08円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	274,346円

	当期 自　平成25年 9 月10日 至　平成26年 3 月10日

1．分配金の計算過程	第48期計算期間 （自平成25年9月10日　至平成25年10月9日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（149,109円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,899,723円）及び分配準備積立金（303,793円）より分配対象額は2,352,625円（1口当たり0.034283円）であり、うち274,496円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。
	第49期計算期間 （自平成25年10月10日　至平成25年11月11日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（202,277円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,890,477円）及び分配準備積立金（177,511円）より分配対象額は2,270,265円（1口当たり0.033248円）であり、うち273,127円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。
	第50期計算期間 （自平成25年11月12日　至平成25年12月9日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（280,717円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,891,699円）及び分配準備積立金（106,661円）より分配対象額は2,279,077円（1口当たり0.033359円）であり、うち1,017,963円（1口当たり0.014900円）を分配金額としております。
	第51期計算期間 （自平成25年12月10日　至平成26年1月9日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（437,258円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,263,706円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は1,700,964円（1口当たり0.024847円）であり、うち273,833円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

	第52期計算期間 （自平成26年1月10日　至平成26年2月10日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（153,440円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,264,431円）及び分配準備積立金（163,425円）より分配対象額は1,581,296円（1口当たり0.023087円）であり、うち273,967円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。
	第53期計算期間 （自平成26年2月11日　至平成26年3月10日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（185,788円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,265,104円）及び分配準備積立金（42,898円）より分配対象額は1,493,790円（1口当たり0.021799円）であり、うち274,106円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I　金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日	当期 自　平成25年 9 月10日 至　平成26年 3 月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II　金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日	当期 自　平成25年 9 月10日 至　平成26年 3 月10日

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 （平成25年9月9日現在）	当期 （平成26年3月10日現在）
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	38,460	2,162,720
合計	38,460	2,162,720

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 （平成25年9月9日現在）	当期 （平成26年3月10日現在）
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8983円 (8,983円)	0.9162円 (9,162円)

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

イ．株式
該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	高金利投信マザーファンド	45,723,467	62,604,571	
親投資信託受益証券　合計		45,723,467	62,604,571	
合計		45,723,467	62,604,571	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

②有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは、「高金利投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。
なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

高金利投信マザーファンド

（１）貸借対照表

区分	（平成25年9月9日現在）	（平成26年3月10日現在）
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,740,119	14,554,830
国債証券	12,900,550	13,604,500
社債券	53,452,459	52,438,678
優先出資証券	34,339,121	37,615,587
未収利息	1,051,237	630,246
流動資産合計	114,483,486	118,843,841
資産合計	114,483,486	118,843,841
純資産の部		
元本等		
元本	89,368,711	86,796,530
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25,114,775	32,047,311
元本等合計	114,483,486	118,843,841
純資産合計	114,483,486	118,843,841
負債純資産合計	114,483,486	118,843,841

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　運用資産の評価基準および評価方法	国債証券、社債券及び優先出資証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（平成25年9月9日現在）	（平成26年3月10日現在）
1.　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	89,144,384円	89,368,711円
同期中における追加設定元本額	89,895,957円	21,039,185円
同期中における一部解約元本額	89,671,630円	23,611,366円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
高金利投信（毎月分配型）	48,075,977円	45,723,467円
ＦＰＬ・米ドル　インカム・ファンド１（２０１１．０６）	1,086,367円	936,520円
ＦＰＬ・資源国債券ファンド２（２０１１．０７）	174,403円	174,403円
ＦＰＬ・新興国ファンド'１０－０１	236,025円	414,067円
ＦＰＬ・新興国ファンド２　'１０－０４	1,205,265円	2,169,657円
ＦＰＬ・新興国ファンド３　'１０－０８	386,808円	386,808円
ＦＰＬ・シリーズ７'１０－１０（為替ヘッジあり）	1,214,558円	993,270円
ＦＰＬ・新興国ファンド４　'１１－０１	1,530,311円	1,671,261円
ＦＰＬ・シリーズ１７（２０１２．０３）（為替ヘッジあり）	3,793,875円	5,041,895円
ＦＰＬ・シリーズ９'１１－０２（為替ヘッジあり）	549,091円	3,178,643円
ＦＰＬ・シリーズ１６（２０１２．０２）（為替ヘッジあり）	5,435,183円	6,582,938円
ＦＰＬ・新興国ファンド６（２０１１．０９）	41,273円	137,923円
ＦＰＬ・シリーズ２１（２０１２．１０）（為替ヘッジあり）	3,360,862円	3,736,176円
ＦＰＬ・資源国債券ファンド'１１－０３	1,706,757円	2,109,547円
ＦＰＬ・新興国ファンド５（２０１１．０４）	739,427円	1,619,694円
ＦＰＬ・シリーズ１６－２（２０１２．０２）（為替ヘッジあり）	3,065,631円	8,607,278円
ＦＰＬ・シリーズ２２－４（２０１２．１２）（通貨選択型）豪ドルコース	1,628,815円	3,312,983円
FPL・シリーズ6' 10-07（為替ヘッジあり）	977,437円	－円
FPL・シリーズ13-3(2011.11)	3,181,655円	－円
FPL・シリーズ11(2011.05)	4,607,801円	－円

FPL・シリーズ20(2012.08) （為替ヘッジあり）	2,220,168円	―円
FPL・米ドルインカムファンド2	472,000円	―円
FPL・シリーズ22(2012.12) （為替ヘッジあり）	3,679,022円	―円
計	89,368,711円	86,796,530円
2.　本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	89,368,711口	86,796,530口

（金融商品に関する注記）

I　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日	自　平成25年 9 月10日 至　平成26年 3 月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II　金融商品の時価等に関する事項

項目	自　平成25年 3 月12日 至　平成25年 9 月 9 日	自　平成25年 9 月10日 至　平成26年 3 月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種　類	平成25年9月9日現在	平成26年3月10日現在
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△3,123,900	414,050
社債券	△2,222,354	251,180
優先出資証券	△288,481	1,062,509
合計	△5,634,735	1,727,739

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成25年9月9日現在	平成26年3月10日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の１口当たり純資産額	1.281円	1.3692円
(1万口当たり純資産額)	(12,810円)	(13,692円)

（３）附属明細表

①有価証券明細表

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシア・ルピア	INDONESIA GVT 11.0% 2020/11/15	1,300,000,000	1,495,000,000	
	インドネシア・ルピア　小計		1,300,000,000	1,495,000,000 (13,604,500)	
国債証券　合計			11,830,000	13,604,500 (13,604,500)	
社債券	ブラジル・レアル	ノルウェー地方金融公社 8% 2015/02/26	490,000	478,975	
	ブラジル・レアル	EURO BK FOR RECON DEV 8.15% 2014/07/24	150,000	149,250	
	ブラジル・レアル　小計		640,000	628,225 (27,704,723)	

	南アフリカ・ランド	MUNICIPALITY FIN 7.0% 2015/08/18	1,100,000	1,091,750	
	南アフリカ・ランド　小計		1,100,000	1,091,750 (10,469,883)	
	インドネシア・ルピア	米州開発銀行 6.67% 2014/11/26	550,000,000	548,625,000	
	インドネシア・ルピア　小計		550,000,000	548,625,000 (4,992,488)	
	オーストラリア・ドル	Morgan Stanley 7.375% 2018/02/22	90,000	99,225	
	オーストラリア・ドル　小計		90,000	99,225 (9,271,584)	
社債券　合計			32,158,000	31,592,681 (52,438,678)	
優先出資証券	アメリカ・ドル	BARCLAYS BANK PLC 5.926%	160,000	172,800	
	アメリカ・ドル　小計		160,000	172,800 (17,838,144)	
	ユーロ	ＨＳＢＣ優先出資証券 5.3687%	130,000	137,995	
	ユーロ　小計		130,000	137,995 (19,777,443)	
優先出資証券　合計			35,148,400	37,615,587 (37,615,587)	
合計			99,166,000	103,658,765 (103,658,765)	

（注１）各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
（注２）合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	優先出資証券	1銘柄	15.0%	17.2%
インドネシア・ルピア	国債証券	1銘柄	11.4%	13.1%
	社債券	1銘柄	4.2%	4.8%
オーストラリア・ドル	社債券	1銘柄	7.8%	8.9%
ブラジル・レアル	社債券	2銘柄	23.3%	26.7%
ユーロ	優先出資証券	1銘柄	16.6%	19.1%
南アフリカ・ランド	社債券	1銘柄	8.8%	10.1%

②有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「高金利投信（毎月分配型）」

平成26年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	62,860,173円
Ⅱ　負債総額	60,875円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	62,799,298円
Ⅳ　発行済数量	68,593,807口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	0.9155円

（参考）「高金利投信マザーファンド」

平成26年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	92,651,209円
Ⅱ　負債総額	413,473円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	92,237,736円
Ⅳ　発行済数量	66,972,531口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.3772円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者名簿について

作成しません。

３．受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

４．受益者に対する特典

該当事項はありません。

５．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】（平成26年4月末日現在）

（1）資本金等

① 資本金の額
280百万円

② 会社が発行する株式総数
40,000株

③ 発行済株式総数
8,705株

④ 過去５年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成20年 3月28日	5,499.9万円	18,000万円
平成21年 7月23日	5,000万円	23,000万円
平成22年 2月28日	5,000万円	28,000万円

（2）委託会社の機構

① 会社の組織図

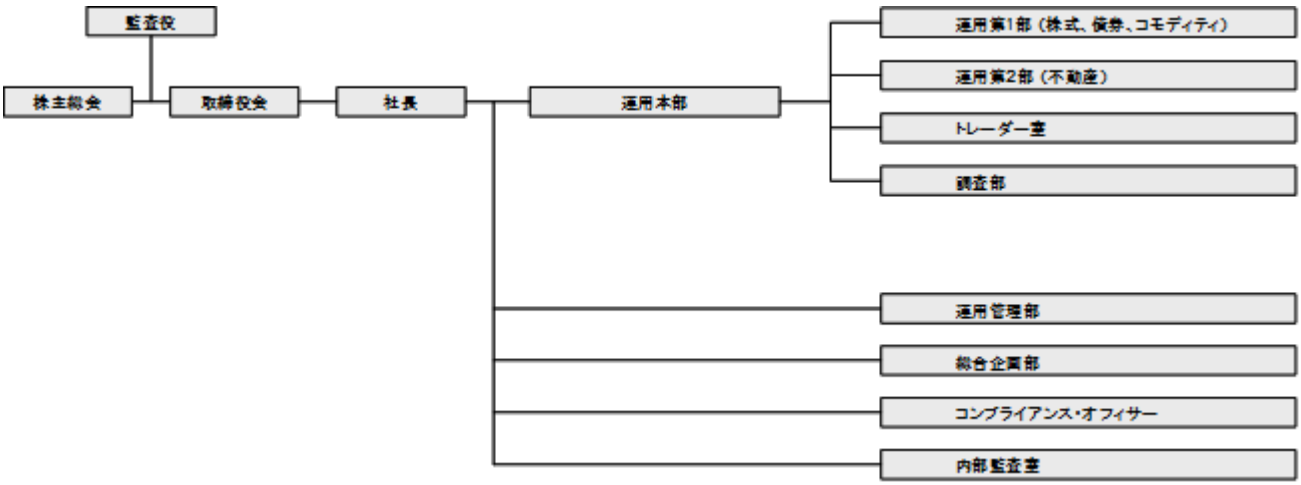

（注）上記組織は、平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ

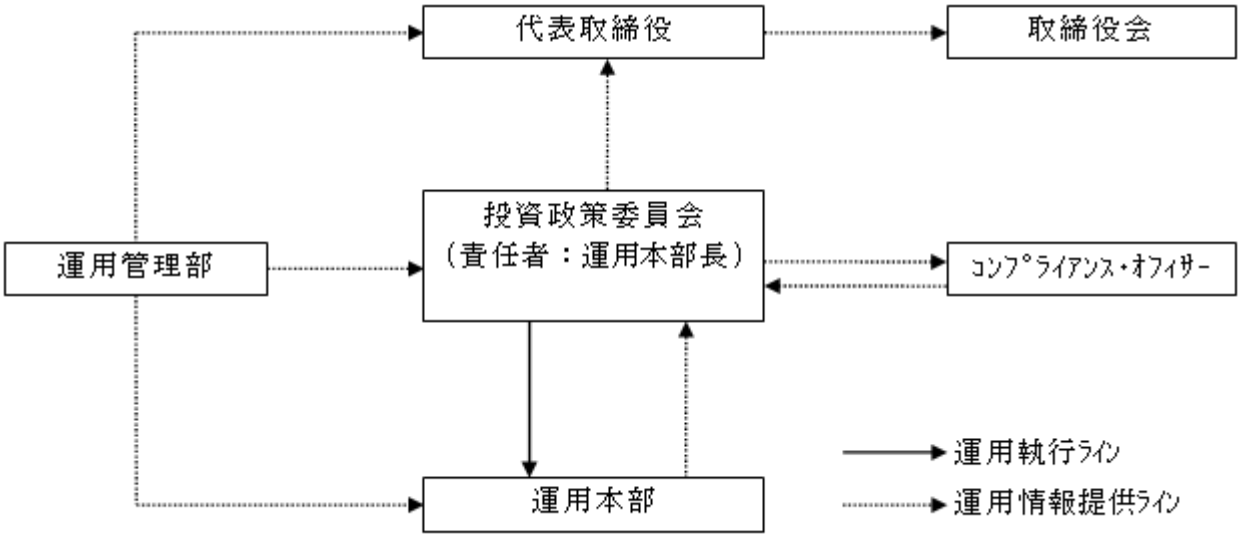

（注）上記組織は、平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成26年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	19本	19,088百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年３月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

1　財務諸表

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
Ⅰ　流動資産					
1　現金及び預金			21,007		5,101
2　立替金			9,958		19,864
3　前払費用			1,250		2,171
4　未収入金			127		-
5　未収委託者報酬	※5		38,093		45,791
6　未収運用受託報酬			63		63
7　未収その他報酬			353		317
8　未収収益			78		140
9　その他			1		6
流動資産合計			70,932		73,455
Ⅱ　固定資産					
1　有形固定資産	※1		2,763		4,131
（1）建物		1,570		3,313	
（2）器具備品		1,192		817	
2　無形固定資産			24,686		19,609
（1）電話加入権		52		52	
（2）ソフトウエア		24,634		19,557	
3　投資その他の資産			56,912		129,274
（1）投資有価証券	※2	55,031		34,416	
（2）関係会社株式		1,881		14	
（3）敷金	※3	-		5,848	
（4）供託金	※4	-		71,540	
（5）仮差押債権	※5	-		17,454	
固定資産合計			84,362		153,015
資産合計			155,295		226,470
(負債の部)					
Ⅰ　流動負債					
1　未払金	※3		1,749		107,021
2　預り金			763		1,333
3　未払代行手数料	※3		11,242		19,080
4　未払費用			81,826		3,603
5　未払法人税等			998		4,425
6　賞与引当金			1,250		5,000
7　未払消費税等			4,528		4,734

流動負債合計			102,359		145,199
Ⅱ　固定負債					
1　繰延税金負債			561		-
固定負債合計			561		-
負債合計			102,921		145,199
（純資産の部）					
Ⅰ　株主資本					
1　資本金			280,000		280,000
2　資本剰余金			77,924		77,924
（1）資本準備金		75,251		75,251	
（2）その他資本剰余金		2,672		2,672	
3　利益剰余金			△301,952		△273,220
（1）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△301,952		△273,220	
株主資本合計			55,972		84,703
Ⅱ　評価・換算差額等					
1　その他有価証券評価差額金			△3,597		△3,432
評価・換算差額等合計			△3,597		△3,432
純資産合計			52,374		81,271
負債及び純資産合計			155,295		226,470

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自　平成23年4月１日 至　平成24年3月31日)		当事業年度 (自　平成24年4月１日 至　平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
Ⅰ　営業収益					
1　委託者報酬			325,176		341,453
2　運用受託報酬			3,092		240
3　商品投資顧問料			9,881		1,457
4　その他営業収益			355		15,000
営業収益合計			338,505		358,151
Ⅱ　営業費用					
1　支払手数料	※1		104,345		103,977
2　広告宣伝費			2,095		1,478
3　調査費			125,956		80,485
4　委託計算費			21,613		15,067
5　営業雑経費			9,915		8,331
（1）　通信費		1,845		1,979	

（２）　協会費		2,026		2,037	
（３）　印刷費		6,043		3,409	
（４）　その他営業雑経費		-		905	
営業費用合計			263,926		209,339
Ⅲ　一般管理費					
１　給料			47,432		60,656
（１）　役員報酬		4,102		15,534	
（２）　給料・手当		38,522		38,640	
（３）　賞与		664		355	
（４）　賞与引当金繰入額		1,250		5,000	
（５）　法定福利費		2,894		1,127	
２　旅費交通費			1,271		961
３　租税公課			1,810		2,346
４　不動産賃借料			6,326		10,003
５　減価償却費			4,511		6,728
６　業務委託費			5,363		10,152
７　諸経費			12,943		17,979
一般管理費合計			79,659		108,828
営業利益又は損失（△）			△5,080		39,983
Ⅳ　営業外収益					
１　投資有価証券利息			661		196
２　受取利息	※1		1,037		6
３　その他			27		7
営業外収益合計			1,727		210
Ⅴ　営業外費用					
１　為替差損			68		8
２　その他			1		192
営業外費用合計			70		201
経常利益又は損失（△）			△3,422		39,993
Ⅵ　特別利益					
１　投資有価証券売却益	※1		722		-
特別利益合計			722		-
Ⅶ　特別損失					
１　固定資産除却損	※2		153		2,109
２　投資有価証券売却損	※1		3,453		2,222
３　投資有価証券償還損			-		2,431
４　関係会社株式評価損			-		1,867
特別損失合計			3,607		8,630
税引前当期純利益又は損失（△）			△6,307		31,363
法人税、住民税及び事業税			310		3,193
法人税等調整額			△1,138		△561
当期純利益又は損失（△）			△5,480		28,731

(3)【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 （自　平成23年4月１日 至　平成24年3月31日）	当事業年度 （自　平成24年4月１日 至　平成25年3月31日）
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	280,000	280,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	280,000	280,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	75,251	75,251
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	75,251	75,251
その他資本剰余金		
当期首残高	2,672	2,672
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,672	2,672
資本剰余金合計		
当期首残高	77,924	77,924
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,924	77,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△296,471	△301,952
当期変動額		
当期純利益又は損失（△）	△5,480	28,731
当期変動額合計	△5,480	28,731
当期末残高	△301,952	△273,220
利益剰余金合計		
当期首残高	△296,471	△301,952
当期変動額		
当期純利益又は損失（△）	△5,480	28,731
当期変動額合計	△5,480	28,731
当期末残高	△301,952	△273,220
株主資本合計		
当期首残高	61,452	55,972

当期変動額		
当期純利益又は損失（△）	△5,480	28,731
当期変動額合計	△5,480	28,731
当期末残高	55,972	84,703
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,577	△3,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,019	165
当期変動額合計	△1,019	165
当期末残高	△3,597	△3,432
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,577	△3,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,019	165
当期変動額合計	△1,019	165
当期末残高	△3,597	△3,432
純資産合計		
当期首残高	58,874	52,374
当期変動額		
当期純利益又は損失（△）	△5,480	28,731
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,019	165
当期変動額合計	△6,500	28,896
当期末残高	52,374	81,271

［重要な会計方針］

1　有価証券の評価基準及び評価方法	（1）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 （2）その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2　固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　15年 器具備品　4年～5年 （2）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3　引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

［会計方針の変更］

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

法人税法の改正（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年12月2日法律第114号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年12月2日政令第379号））に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基く減価償却方法に変更しております。これによる損益への影響は軽微であります。

［注記事項］

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)

※１．有形固定資産の減価償却累計額

建物	368千円
器具備品	7,494千円

※２．投資有価証券のうち、国債10,563千円宅地建物取引業に係る営業保証金として託しております。

※３．関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

未払代行手数料	6,403千円

※１．有形固定資産の減価償却累計額

建物	236千円
器具備品	8,069千円

※２．投資有価証券のうち、国債10,625千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

※３．関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

敷金	5,848千円
未払金	16,730千円
未払代行手数料	12,214千円

※４．ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。

※５．※４に記載の仮差押えに関する助言報酬の計算期間以降の期間に係る助言報酬の支払留保分等に関し、助言会社から申し立てられた当社債権（未収委託者報酬）の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定を受け、平成25年3月、その一部が実行されたものであります。

また、仮差押え決定金額と3月仮差押え実行額との差額3,199千円については、平成25年4月に仮差押えが実行されており、当該金額は「未収委託者報酬」に含まれております（6.偶発債務の注記参照）。

６．偶発債務

（係争事件）

平成25年４月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,410千円（遅延利息を含む）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年３月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いに

	ついても要求してきたものであり、現在、係争中であります。 「投資顧問契約」は委任契約であり、委任者と受任者の信頼関係の上に成り立っており、委任契約が委任者の利益だけでなく受任者の利益である場合も、受任者が著しく不誠実な行為に出た等やむをえない事由があるときは、委任者は民法６５１条に則り委任契約を解除することができるものと解するのが判例です。上記の判例の基準に照らし本件解除は有効であり、解除通知日以降の報酬は発生しないと認識しております。また、当社は、助言内容が不的確であったことによる助言報酬の減額についても主張していく所存であります。 上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。 なお、上記訴訟の提起以前に、助言会社から当社債権に対して解除前の報酬を請求債権として仮差押えが申立てられており、当社の正当性を主張していくにあたり、以下のとおり仮差押え決定金額と同額の供託金を拠出しております。 平成24年10月：東京地方裁判所による当社債権に対する仮差押えの決定 平成25年２月　：上記仮差押えに対する供託金71,450千円の拠出及び仮差押え執行の取消し 平成25年２月　：東京地方裁判所による当社債権に対する第2回目の仮差押えの決定 平成25年４月：上記仮差押えに対する供託金20,653千円の拠出及び仮差押え執行の取消し また、助言会社による仮差押え申立て金額に重複分があったことが判明し、平成25年5月、東京地方裁判所より当初の供託金71,450千円の内8,000千円を減額する決定がなされています。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成23年4月１日 至　平成24年3月31日）	当事業年度 （自　平成24年4月１日 至　平成25年3月31日）

※１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料　70,731千円 受取利息　1,034千円 投資有価証券売却益　258千円 投資有価証券売却損　2,729千円 ※２．固定資産除却損の内容は次の通りであります。 器具備品　153千円	※１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料　71,482千円 投資有価証券売却損　2,222千円 ※２．固定資産除却損の内容は次の通りであります。 建物　2,109千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度(自　平成23年4月１日　至　平成24年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,705	－	－	8,705
優先株式	1,600	－	－	1,600
合計	10,305	－	－	10,305

２.自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成24年4月１日　至　平成25年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,705	－	－	8,705
優先株式	1,600	－	－	1,600
合計	10,305	－	－	10,305

２.自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。
リース取引開始日が、平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	2,743	2,149	594
合　　計	2,743	2,149	594

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

２．未経過リース料期末残高相当額　（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
１年内	572	-
１年超	48	-
合計	620	-

３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額　（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成23年4月１日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月１日 至　平成25年3月31日)
支払リース料	579	289
減価償却費相当額	548	284
支払利息相当額	19	5

４．減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期の分配方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び価格の変動リスクにも晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日及び残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

②　市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスク及び価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

③　資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成24年3月31日）　（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	21,007	21,007	－
（２）立替金	9,958	9,958	－
（３）未収入金	127	127	－
（４）未収委託者報酬	38,093	38,093	－
（５）未収運用受託報酬	63	63	－
（６）未収その他報酬	353	353	－
（７）未収収益	78	78	－
（８）投資有価証券	55,031	55,031	－
資産計	124,712	124,712	－
（１）未払金	1,749	1,749	－
（２）未払代行手数料	11,242	11,242	－
（３）未払費用	81,826	81,826	－
（４）未払法人税等	998	998	－

（５）未払消費税等	4,528	4,528	－
負債計	100,345	100,345	－

当事業年度（平成25年3月31日）　（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	5,101	5,101	－
（２）立替金	19,864	19,864	－
（３）未収委託者報酬	45,791	45,791	－
（４）未収運用受託報酬	63	63	－
（５）未収その他報酬	317	317	－
（６）敷金	5,848	5,182	△666
（７）投資有価証券	34,416	34,416	－
資産計	111,402	110,736	△666
（１）未払金	107,021	107,021	－
（２）預り金	1,333	1,333	－
（３）未払代行手数料	19,080	19,080	－
（４）未払費用	3,603	3,603	－
（５）未払法人税等	4,425	4,425	－
（６）未払消費税等	4,734	4,734	－
負債計	140,199	140,199	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

①現金及び預金、立替金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、未収収益

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

③投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

④未払金、預り金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額　（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
関係会社株式		
子会社株式	1,881	14
供託金	-	71,540
仮差押債権	-	17,454

合計	1,881	89,009

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。
また、供託金及び仮差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	21,007	―	―	―
立替金	9,958	―	―	―
未収入金	127	―	―	―
未収委託者報酬	38,093	―	―	―
未収運用受託報酬	63	―	―	―
未収その他報酬	353	―	―	―
未収収益	78	―	―	―
投資有価証券 （その他有価証券）				
国債	―	―	10,000	―
社債	―	8,759	―	―
合計	69,681	8,759	10,000	―

当事業年度（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,101	―	―	―
立替金	19,864	―	―	―
未収委託者報酬	45,791	―	―	―
未収運用受託報酬	63	―	―	―
未収その他報酬	317	―	―	―
投資有価証券 （その他有価証券）				
国債	―	10,000	―	―
合計	71,137	10,000		―

(有価証券関係)

１．　その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	―	―	―
	（2）債券	10,563	10,089	474
	（3）その他	―	―	―
	小計	10,563	10,089	474
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	26,870	26,897	△26
	（2）債券	16,664	20,637	△3,972
	（3）その他	933	1,005	△72
	小計	44,468	48,539	△4,071
計		55,031	58,628	△3,597

当事業年度（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	―	―	―
	（2）債券	10,625	10,089	536
	（3）その他	970	862	107
	小計	11,595	10,951	643
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	22,821	26,897	△4,075
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	22,821	26,897	△4,075
計		34,416	37,848	△3,432

2．売却したその他有価証券

前事業年度（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）　（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	75	75	-
(2) 債券	55,133	258	2,729
(3) その他	24,334	388	724
計	79,543	722	3,453

当事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）　（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	9,415	-	2,222
(3) その他	-	-	-
計	9,415	-	2,222

3．時価評価されていない有価証券の貸借対照表計上額　（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）

関係会社株式 子会社株式	1,881	14
合計	1,881	14

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。 当事業年度末において、子会社株式を1,867千円減損処理しております。

(税効果会計関係)

項目	前事業年度 (自　平成23年4月１日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月１日 至　平成25年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 賞与引当金　475 未払事業税　269 関係会社株式評価損　1,299 投資有価証券評価差額金　1,282 繰越欠損金　180,389 繰延税金資産小計　183,715 評価性引当額　△183,715 繰延税金資産合計　- 繰延税金負債 遡及適用による投資有価証券調整額　561 繰延税金負債合計　561 繰延税金負債純額　561	繰延税金資産 賞与引当金　1,900 未払事業税　643 関係会社株式評価損　2,095 未払費用　876 投資有価証券評価差額金　1,223 繰越欠損金　166,349 その他　63 繰延税金資産小計　173,152 評価性引当額　△173,152 繰延税金資産合計　- 繰延税金負債 繰延税金負債合計　- 繰延税金負債純額　-
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	法定実効税率　38.0% （調整） 交際費等永久に損金に算入される項目　1.0 住民税均等割　0.9 評価性引当額の減少額　△33.5 その他　2.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率　8.4

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

１．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）　（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド	227,329	投資運用業

当事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）　（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	207,764	投資運用業

（注）ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンドは、平成24年11月1日にCAMベトナムファンドに名称を変更しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自　平成23年4月１日　至　平成24年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピ゜タル・パ゜ートナーズ゛証券㈱	東京都中央区	2,850	金融商品取扱会社	(被所有)直接84.6	業務受託	証券代行手数料の支払(注1)	70,731	未払代行手数料	6,403
							投資有価証券の購入（注2）	53,397	-	-
							投資有価証券の売却（注2） 売却代金 売却益 売却損	 55,133 258 2,729	-	-
							現先取引（注3） 期中平均残高 利息の受取額	 9,903 1,034	 短期貸付金 未収収益	 - -

当事業年度(自　平成24年4月１日　至　平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピ゜タル・パ゜ートナーズ゛証券㈱	東京都中央区	2,950	金融商品取扱会社	(被所有)直接79.3	業務受託	証券代行手数料の支払（注1）	71,482	未払代行手数料	12,214
							投資有価証券の売却（注2） 売却代金 売却損	9,415 2,222	-	-
							経営指導料（注4）	9,500	未払金	3,675
							不動産賃借敷金支払（注5）	10,003 5,920	未払金 敷金	3,711 5,848

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

（注2）投資有価証券の売買取引は、提示された時価を検討して行っております。

（注3）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案し決定しております。

（注4）提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

（注5）使用面積割合等に基き、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル･パートナーズ･ホールディングス株式会社 (非上場)

キャピタル･パートナーズ証券株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（１株当たり情報 ）

項目	前事業年度 (自　平成23年4月１日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月１日 至　平成25年3月31日)
１株当たり純資産額	△5,930円54銭	△3,070円52銭
１株当たり当期純利益又は損失（△）	△1,089円05銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	2,841円02銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎　　（単位：千円）

項目	前事業年度 平成24年３月31日	当事業年度 平成25年３月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	52,374	81,271
普通株式以外に帰属する純資産合計額	104,000	108,000
優先株式の払込出資額	80,000	80,000
優先株式の累積要配当額（平成22年３月分）	16,000	16,000
優先株式の累積要配当額（平成23年３月分）	4,000	4,000
優先株式の累積要配当額（平成24年３月分）	4,000	4,000
優先株式の累積要配当額（平成25年３月分）	-	4,000
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	△51,625	△26,728
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

（注２）１株当たり当期純利益又は損失の算定上の基礎　（単位：千円）

項目	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
損益計算書上の当期純利益又は損失(△)	△5,480	28,731
普通株式以外に帰属する純利益	4,000	4,000
普通株式に係る当期純利益又は損失(△)	△9,480	24,731
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表等

１　中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成25年９月30日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)	
(資産の部)			
Ⅰ　流動資産			
１　現金及び預金			44,999
２　未収委託者報酬			48,935
３　未収収益			3,286
４　立替金			13,383
５　前払費用			2,047
６　その他			0
流動資産合計			112,654
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産	※１		5,398
（１）建物		3,093	
（２）器具備品		2,304	
２　無形固定資産			16,798
（１）電話加入権		52	
（２）ソフトウエア		16,745	
３　投資その他の資産			333,898
（１）投資有価証券	※２	243,926	
（２）敷金		5,776	
（３）供託金	※３	84,194	
固定資産合計			356,094
資産合計			468,749

		当中間会計期間末 (平成25年９月30日現在)
区分	注記番号	金額（千円）
(負債の部)		
Ⅰ　流動負債		
１　未払金		92,649
２　未払費用		23,480
３　未払法人税等		25,793
４　賞与引当金		2,000
５　預り金		2,235
６　その他	※４	17,660
流動負債合計		163,819

Ⅱ　固定負債			
1　繰延税金負債			544
固定負債合計			544
負債合計			164,364
（純資産の部）			
Ⅰ　株主資本			
1　資本金			280,000
2　資本剰余金			55,251
（1）資本準備金		55,251	
3　利益剰余金			△31,850
（1）その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△31,850	
株主資本合計			303,401
Ⅱ　評価・換算差額等			
1　その他有価証券評価差額金			983
評価・換算差額等合計			983
純資産合計			304,384
負債及び純資産合計			468,749

(2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自　平成25年4月１日 至　平成25年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	
Ⅰ　営業収益			
1　委託者報酬			886,246
2　運用受託報酬			2,910
3　商品投資顧問料			571
4　その他営業収益			120
営業収益合計			889,848
Ⅱ　営業費用			
1　支払手数料			240,921
2　広告宣伝費			43
3　調査費			21,902
4　委託計算費			39,706
5　営業雑経費			4,330
（1）　通信費		1,207	
（2）　協会費		1,014	
（3）　印刷費		2,108	
営業費用合計			306,904
Ⅲ　一般管理費			
1　給料			38,678
（1）　役員報酬		12,630	
（2）　給料・手当		21,863	
（3）　賞与		1,550	
（4）　賞与引当金繰入額		2,000	
（5）　法定福利費		635	
2　旅費交通費			687

3　租税公課			2,643
4　不動産賃借料			6,105
5　減価償却費	※1		3,579
6　業務委託費			182,021
7　その他一般管理費			19,614
一般管理費合計			253,329
営業利益			329,614

		当中間会計期間 (自　平成25年4月１日 至　平成25年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	
Ⅳ　営業外収益			
1　受取利息			2
2　受取配当金			217
3　有価証券利息			70
4　雑収入			10
営業外収益合計			301
Ⅴ　営業外費用			
1　雑損失			74
営業外費用合計			74
経常利益			329,841
Ⅵ　特別損失			
1　投資有価証券売却損			245
2　その他			3
特別損失合計			248
税引前中間純利益			329,593
法人税、住民税及び事業税			22,895
中間純利益			306,698

注記事項
（重要な会計方針）

項目	当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
1　有価証券の評価基準および評価方法	（１）その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2　固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　15年 器具備品　４年～５年 （２）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
3　引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（追加情報）

自己株式の取得および消却

当社は、平成25年８月20日開催の臨時優先株主総会および臨時株主総会において優先株式の全部取得条項追加の定款変更を決議し、平成25年８月22日の臨時株主総会の決議に基づき平成25年９月24日に優先株式 1,600株（88,000千円）を取得しております。なお、自己株式取得に当たり平成25年８月22日の臨時株主総会の決議に基づき資本準備金20,000千円をその他資本剰余金へ振替えております。また、平成25年９月25日開催の取締役会決議に基づき同日付で自己株式をすべて消却した結果、その他資本剰余金が22,672千円、繰越利益剰余金が65,327千円、自己株式が88,000千円減少しております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成25年９月30日)

※１．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物　456千円
器具備品　8,617千円

※２．投資有価証券のうち、国債10,529千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

※３．ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（５.偶発債務の注記参照）。

※４．仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

５．偶発債務

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社（以下、助言会社）による、総額370,410千円（遅延利息を含む）の報酬支払履行の訴訟（訴状日付け平成25年3月29日）が、東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
※１．減価償却費の内容は次の通りであります。 有形固定資産減価償却費額　768千円 無形固定資産減価償却費額　2,811千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末(平成25年９月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成25年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	44,999	44,999	―
（２）未収委託者報酬	48,935	48,935	―
（３）未収収益	3,286	3,286	―

（４）立替金	13,383	13,383	―
（５）投資有価証券	243,926	243,926	―
（６）敷金	5,776	5,175	△601
資産計	360,308	359,707	△601
（７）未払金	92,649	92,649	―
（８）未払費用	23,480	23,480	―
（９）未払法人税等	25,793	25,793	―
（10）預り金	2,235	2,235	―
負債計	144,158	144,158	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

(7)未払金、(8)未払費用、(9)未払法人税等、（10）預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

供託金（中間貸借対照表計上額 84,194千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

（有価証券関係）

当中間会計期間末(平成25年９月30日)

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券	10,529	10,089	440
	（３）その他	92,517	85,814	6,702
	小計	103,047	95,903	7,143
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	23,655	26,897	△3,241
	（２）債券	―	―	―
	（３）その他	117,223	119,597	△2,373
	小計	140,879	146,494	△5,614
合計		243,926	242,398	1,528

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50％程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	商品投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	889,157	571	120	889,848

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM　ベトナムファンド	779,073	投資運用業

（１株当たり情報）

項目	当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
１株当たり純資産額 １株当たり当中間会計期間純利益	34,966円68銭 35,232円39銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１．１株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	304,384
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	304,384
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

２．１株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益（千円)	306,698
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	―
普通株式に係る当中間会計期間純利益（千円)	306,698
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社（以下、助言会社）による、総額370,410千円（遅延利息を含む）の報酬支払履行の訴訟（訴状日付け平成25年3月29日）が、東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名　　称　　三井住友信託銀行株式会社
資本金の額　　342,037百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞　再信託受託会社の概要

名　　称　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額　　51,000百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要　　受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名　称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成26年3月末現在

２【関係業務の概要】

① 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

② 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル　アセットマネジメント株式会社の株式を6,679株保有しております。（平成26年4月末現在、発行済株式総数に対する比率は、76.7%です。）

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
臨時報告書	平成25年 9月12日	
有価証券届出書	平成25年12月 9日	
有価証券報告書	平成25年12月 9日	
臨時報告書	平成25年12月27日	

独立監査人の監査報告書

平成25年６月25日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　　五　　大

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　齊藤栄太郎　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成26年６月２日

キャピタル　アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　若槻　明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利投信（毎月分配型）の平成25年９月10日から平成26年３月10日までの第９期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利投信（毎月分配型）の平成26年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル　アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務試行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　　五　　大

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　宮村　和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成25年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。